

<居宅介護支援サービス重要事項説明書>

(事業の目的)

第1条 居宅介護支援サービスは、要介護又は要支援の利用者を対象に、様々な障害を抱えながらも住み慣れた自宅で自立した日常生活をおくることができるよう、利用者の心身の状態に応じて、利用者及び家族の希望に添った「居宅サービス計画」の作成などを行うものとする。

(運営の方針)

第2条 医療法人が運営する居宅介護支援事業所である。
利用者の心身の状況の特性をふまえて、その能力に応じ日常生活を営む事ができるようサービスを提供し支援する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称	医療法人香徳会 関中央病院居宅介護支援事業所
二 所在地	関市平成通2丁目7番12号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者	1名
二 主任介護支援専門員	1名以上
三 介護支援専門員	1名以上
四 事務職員	1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日	月曜日から土曜日までとする。 日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
二 営業時間	月曜日から土曜日は午前8時30分から午後5時30分とする。 ※ 但し、24時間常時連絡できる体制を整備している。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、旧関市とする。

(各事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 課題分析の方式 厚生労働省が定める標準項目に準じた課題分析表を使用する。
- 二 事業の内容 利用者の心身の状況、置かれている環境や、利用者又は代理人の希望等を考えて居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う居宅介護支援（ケアマネジメント）を実施する。

(利用料等)

第8条 介護保険法令の法定利用料に基づく金額である。

(詳細は重要事項説明書第8条 別紙1居宅介護支援利用料金表に記載)

(事故発生時（緊急時）における対応方法)

第9条 居宅介護支援の提供時に、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村及び代理人又は家族に連絡すると共に、必要な措置を講じることとする。

(秘密の保持と個人情報の保護について)

第10条

- 一 事業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。なお、介護サービスが、適切且つ円滑に提供されるよう、サービス事業者等に利用者及び家族の情報提供を実施する。
- 二 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いをする。
- 三 一、二の説明を行った後、利用者又は代理人、連帯保証人が本書面に署名することで、個人情報の保護に関しても同意したものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

- 一 虐待防止のための指針の整備をする。
- 二 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 三 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等について)

第12条

- 一 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講ずる。
- 二 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 三 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を実施する。
- 四 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(申請代行)

第13条 指定居宅介護支援事業者である関中央病院居宅介護支援事業所を代行人と定め、介護保険要介護認定の申請や他の必要な申請代行を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 居宅介護支援に関する相談や苦情及びサービス利用票（居宅サービス）に基づいて提供した介護サービスに関する相談や苦情は、苦情・相談窓口に、管理者宛の文章で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して、申し出る事ができる。事業所として迅速に対応するものとする。

苦情・相談窓口

関中央病院居宅介護支援事業所	電話0575-24-3322	担当 管理者
関市高齢福祉課	電話0575-23-7730	介護保険係
岐阜県国民健康保険団体連合会	電話058-275-9826	介護・障害課

第15条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規定は、平成30年4月1日	第4条を変更した
この規定は、令和元年7月1日	第3条、第4条を変更した
この規定は、令和2年4月1日	第2条、第4条、第6条、第8条、第9条を変更した
この規定は、令和3年4月1日	第11条を追加した 第5条、第6条、第11条、第12条を変更した
この規定は、令和3年9月1日	第4条、第9条を変更した
この規定は、令和3年11月1日	第4条を変更した
この規定は、令和5年8月1日	第4条を変更した
この規定は、令和5年11月1日	第3条、第4条を変更した
この規定は、令和6年4月1日	第4条を変更した
この規定は、令和6年7月1日	第11条、第12条を変更した
この規定は、令和6年10月1日	第3条を変更した
この規定は、令和7年4月1日	第3条を変更した

居宅介護支援利用料金表 利用料

- 居宅介護支援の利用料金について、要介護・要支援認定を受けられた利用者は、介護保険制度から全額保険給付されますので、利用者の負担はないものとする。
- ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合には、要介護度に応じて、1月当たり下記の利用料を全額徴収するものとする。

<介護給付>

居宅介護支援費（2）＜取扱件数が45件未満＞	
要介護1. 2	10,860円/月
要介護3～5	14,110円/月
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円/月
初回加算	3,000円/月（初回のみ）
退院・退所加算（連携1）カンファレンス参加 無/有	4,500円 / 6,000円
（連携2）カンファレンス参加 無/有	6,000円 / 7,500円
（連携3）カンファレンス参加	9,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円/月（入院後1日以内）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円/月（入院後3日以内）
通院時情報連携加算	500円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/月（月2回まで）
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月

<予防給付>

要支援1. 2	4,420円/月
初回加算	3,000円/月（初回のみ）
委託連携加算	3,000円/月（初回のみ）

交通費

- 通常のサービス提供地域、旧関市外に住む利用者の自宅を訪問する都度、交通費の実費を徴収するものとする。
- 通常の事業の実施地域は、旧関市とする。それ以外の実施地域で、当事業所より片道15Km以上200円とする。

以下1Km増す毎に50円づつ加算する。

事業所からの距離（片道）	交通費
15Km	200円
16Km	250円
17Km	300円
18Km	350円
19Km	400円
20Km	450円

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本重要事項説明書2通を作成し、ご利用者、代理人及び連帯保証人は記名の上、各自その1通を保有することとする。

附則

この規定は、 2025年4月1日 より施行する。

サービス契約の締結に当たり、本書面に基づいて重要事項を説明しました。